

財団パートナー制度利用者の皆様へ

公益財団法人三重県国際交流財団
理事長 福録 恵子

令和7年度財団パートナー制度改正のご案内

平素は当財団の活動に格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、当財団の通訳・翻訳パートナー制度をご利用いただきありがとうございます。

この度、三重県最低賃金の引き上げと物価高騰により、令和7年4月より下記のとおり財団パートナー制度を改定することとなりました。

何卒ご了承くださいませようお願いいたします。

【通訳・翻訳パートナー制度】

	現行	令和7年度以降
通訳料金	原則的に 8,000 円/2 時間より + 交通費実費 2 時間を超える場合は、原則的に 1 時間につき 3,000 円増額。	原則的に 11,500 円 (1 時間) より + 交通費実費 1 時間を超える場合は、原則的に 1 時間につき 1,500 円増額。 通訳業務は最大で 4 時間まで。
翻訳料金	原則的に 8000 円より/枚 (1 枚 400 字以内) 原則として、2 枚 12,000 円、3 枚 16,000 円 (1 原稿 3 枚分まで)	原則的に 14,500 円(1 枚)より (1 枚 400 字以内) 原則として、2 枚 19,000 円、3 枚 23,500 円 (1 原稿 3 枚分まで)
その他追加項目		
・上記以外の通訳・翻訳業務の依頼は、別途お見積り依頼をお願いいたします。		

※新料金の適用は、令和7年4月1日以降（依頼日を起点）となります。